

平成十七年国土交通省令第六十三号

高速道路株式会社法施行規則

第一条 高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第二条第二項第二号、第五条第五項、第六条第一項、第十条及び第十二条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、高速道路株式会社法施行規則を次のように定める。

（自動車専用道路の指定を受けた道路の部分以外の道路の部分で高速道路である道路の部分）

第二条 会社（法第一条に規定する会社をいう。以下同じ。）は、法第三条第二項の規定により会社法（平成十七年法律第八十六号）第一百九十九条第一項に規定するその発行する株式（以下「新株」という。）を引き受ける者の募集の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に新株を引き受ける者の募集に関する株主総会若しくは取締役会の議事録又は執行役の決定があつたことを証する書類の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 募集株式（会社法第一百九十九条第一項に規定する募集株式をいう。以下同じ。）の種類及び数

二 募集株式の払込金額（募集株式一株と引換えに払い込む金額又は給付する金額以外の財産の額をいう。以下同じ。）又はその算定方法

三 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額

四 募集株式と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日又はその期間

五 増加する資本及び資本準備金に関する事項

六 会社法第二百二条第一項の規定により株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えようとするときは、その旨及び当該募集株式の引受けの申込みの期日

七 第二号の払込金額が募集株式を引き受ける者に特に有利な金額である場合には、当該払込金額でその者の募集をする必要とする理由

八 新株を引き受ける者の募集の方法

九 金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所

十 新株を引き受ける者の募集により取得する金銭の使途

十一 新株を引き受ける者の募集の理由

（募集新株予約権を引き受ける者の募集の認可の申請）

第三条 会社は、法第三条第二項の規定により募集新株予約権（会社法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権をいう。以下同じ。）を引き受ける者の募集の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に募集新株予約権を引き受ける者の募集に関する株主総会若しくは取締役会の議事録又は執行役の決定があつたことを証する書類の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 募集新株予約権の内容及び数

二 募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする場合には、その旨

三 前号に規定する場合以外の場合には、募集新株予約権の払込金額（募集新株予約権一個と引換えに払い込む金額の額をいう。以下同じ。）又はその算定方法

四 募集新株予約権を割り当てる日

五 募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを定めるときは、その期日

六 募集新株予約権が新株予約権付社債（会社法第二条第二十二号に規定する新株予約権付社債をいう。以下同じ。）に付されたものである場合には、次に掲げる事項

イ 新株予約権付社債の総額及び各新株予約権付社債の金額

ロ 新株予約権付社債の利率、償還の方法及び期限その他の発行条件

七 前号に規定する場合において、会社法第二百一十八条第一項、第七百七十七条第一項、第七百八十七条第一項又は第八百八条第一項の規定による請求の方法につき別段の定めをするときは、その定め

八 会社法第二百四十二条第一項の規定により株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、その旨及び当該募集新株予約権の引受けの申込みの期日

九 第二号に規定する場合において、金銭の払込みを要しないこととすることが募集新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件であるときは、当該条件でその者の募集をする必要とする理由

十 第三号に規定する場合において、同号の払込金額が募集新株予約権を引き受ける者に特に有利な金額であるときは、当該払込金額での者の募集をすることを必要とする理由

十一 募集新株予約権を引き受ける者の募集の方法

十二 新株予約権の行使に際して金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所

十三 募集新株予約権を引き受ける者の募集により取得する金額の使途

十四 募集新株予約権を引き受ける者の募集の理由

（株式交換又は株式交付に際しての株式の発行の認可の申請）

第五条 会社は、法第三条第二項の規定により株式交換に際しての株式の発行の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に株式交換に際しての株式の発行に関する株主総会若しくは取締役会の議事録又は執行役の決定があつたことを証する書類の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 株式交換をする株式会社（以下「株式交換完全子会社」という。）の商号及び住所

二 株式交換に際して発行しようとする株式の種類及び種類ごとの数又はその数の算定方法並びに会社の資本金及び準備金の額に関する事項

三 株式交換完全子会社の株主（会社を除く。以下同じ。）に対する株式の割当てに関する事項

四 株式交換がその効力を生ずる日

五 株式交換に際して株式を発行しようとする理由

六 会社は、法第三条第二項の規定により株式交付に際しての株式の発行の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に株式交付に際しての株式の発行に関する株主総会若しくは取締役会の議事録又は執行役の決定があつたことを証する書類の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 会社が株式交付に際して譲り受ける株式を発行する株式会社（以下「株式交付子会社」という。）の商号及び住所

二 株式交付に際して発行しようとする株式の種類及び種類ごとの数又はその数の算定方法並びに会社の資本金及び準備金の額に関する事項

三 株式交付子会社の株式の譲渡人に対する株式の割当てに関する事項

四 株式交付に際して株式交付子会社の株式と併せて株式交付子会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債（以下「新株予約権等」と総称する。）を譲り受けるときは、当該新株予約権等の内容（当該新株予約権等の対価の全部又は一部として株式を交付する場合に限る。次号において同じ。）

五 前号に規定する場合には、株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対する同号の会社の株式の割当てに関する事項

六 株式交付がその効力を生ずる日

七 株式交付に際して株式を発行しようとする理由

（株式交換又は株式交付に際しての新株予約権の発行の認可の申請）

第六条 会社は、法第三条第二項の規定により株式交換に際しての新株予約権の発行の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に株式交換に際しての新株予約権の発行に関する株主総会若しくは取締役会の議事録又は執行役の決定があつたことを証する書類の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 株式交換完全子会社の商号及び住所



- 二 募集社債の利率、償還の方法及び期限その他の発行条件  
 三 募集社債を引き受ける者の募集の方法  
 四 募集社債を引き受ける者の募集により取得する金額の使途  
 五 募集社債を引き受ける者の募集の理由  
 (株式交換又は株式交付に際しての社債の発行の認可の申請)

**第十三条** 会社は、法第十二条第一項の規定により株式交換に際しての社債の発行の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に株式交換に際しての社債の発行に関する株主総会若しくは取締役会の議事録又は執行役の決定があつたことを証する書類の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 株式交換完全子会社の商号及び住所  
 二 株式交換に際して発行しようとする社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

- 三 株式交換完全子会社の株主に対する社債の割当てに関する事項  
 四 株式交換がその効力を生ずる日  
 五 株式交換に際して社債を発行しようとする理由

**第二条** 会社は、法第十二条第一項の規定により株式交付に際しての社債の発行の認可を受けようとするとときは、次に掲げる事項を記載した申請書に株式交付に際しての社債の発行に関する株主総会若しくは取締役会の議事録又は執行役の決定があつたことを証する書類の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 株式交付子会社の商号及び住所  
 二 株式交付に際して発行しようとする社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法  
 三 株式交付子会社の株式の譲渡人に対する社債の割当てに関する事項  
 四 株式交付に際して株式交付子会社の株式と併せて株式交付子会社の新株予約権等を譲り受けるとときは、当該新株予約権等の対価の全部又は一部として社債を交付する場合に限る。(次号において同じ。)  
 五 前号に規定する場合には、株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対する同号の会社の社債の割当てに関する事項  
 六 株式交付がその効力を生ずる日  
 七 株式交付に際して社債を発行しようとする理由  
 (資金借入れの認可の申請)

**第十四条** 会社は、法第十二条第一項の規定により資金の借入れの認可を受けようとするとときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 借入金の額  
 二 借入先  
 三 借入金の利率、償還の方法及び期限その他の借入条件  
 四 借入金の用途  
 五 借入れの理由  
 (重要な財産)

**第十五条** 法第十二条の国土交通省令で定める重要な財産は、法第五条第一項及び第四項の事業の用に供する土地、建物及び構築物(同条第一項第一号の高速道路の新設又は改築、同項第二号の高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理(新設及び改築を除く。)及び同項第五号イの鉄道施設の管理に伴い譲渡し、又は交換するものを除く。)であつて、その帳簿価額が三億円以上ものとする。

(重要な財産の譲渡等の認可の申請)

**第十六条** 会社は、法第十二条の規定により重要な財産の譲渡の認可を受けようとするとときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 謙渡しようとする財産の内容  
 二 謙渡の相手方の氏名又は名称及び住所  
 三 所有権以外の権利の目的となつてゐるときは、その権利の種類  
 四 対価の額  
 五 対価の受領の時期及び方法その他の謙渡の条件  
 六 謙渡の理由  
 一 会社は、法第十二条の規定により重要な財産を担保に供することの認可を受けようとするとときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 担保に供しようとする財産の内容  
 二 担保を第三者のために担保に供しようとするときは、その者の氏名又は名称及び住所  
 三 財産を第三者のために担保に供しようとするときは、その者の氏名又は名称及び住所  
 四 権利の種類  
 五 担保される債権の額  
 六 担保に供する理由

(定款変更の決議の認可の申請)

**第十七条** 会社は、法第十三条の規定により定款の変更の決議の認可を受けようとするとときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書に定款の変更に関する株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

(剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議の認可の申請)

**第十八条** 会社は、法第十三条の規定により剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議の認可を受けようとするとときは、剰余金の総額及び剰余金の配当その他の剰余金の処分の内訳を記載した申請書に剰余金の配当その他の剰余金の処分に関する株主総会又は取締役会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

(合併、分割又は解散の決議の認可の申請)

**第十九条** 会社は、法第十三条の規定により合併、分割又は解散の決議の認可を受けようとするとときは、次に掲げる事項(解散の決議の認可を受けようとすると場合にあっては、第一号、第四号及び第五号に掲げる事項に限る。)を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 合併の場合にあっては合併後存続する法人又は合併により設立する法人の名称及び住所、分割の場合にあっては会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させる法人の名称及び住所、解散の場合にあっては清算人の氏名及び住所

(合併又は分割の方法及び条件)

二 合併又は分割に反対した株主があるときは、その者の氏名又は名称及び住所並びにその者の所有する株式の種類及び数

(合併、分割又は解散の時期)

三 合併又は分割の方法及び条件

四 合併、分割又は解散の理由

五 前項の申請書には、次に掲げる書類(解散の決議の認可を受けようとすると場合にあっては、第一号に掲げる書類に限る。)を添えなければならない。

一 合併契約の締結の時又は吸収分割契約の締結の時若しくは新設分割計画の作成の時における

二 会社の資産、負債その他の財産の状況の説明書

三 合併又は分割の主要な条件の決定に関する説明書

四 合併契約の締結の時又は吸収分割契約の締結の時若しくは新設分割計画の作成の時における

五 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により会社がその事業に關して有する権利義務の全部又は一部を承継させる法人の定款

(業務に関する規程の届出)

**第二十条** 会社は、会計及び財務に関する規程を制定し、又は改廃したときは、遅滞なく、国土交通大臣に届け出なければならない。

## (立入検査の証明書)

**第二十一条** 法第十六条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

## 附 則

この省令は、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第二百二号）の施行の日（平成十七年十月一日）から施行する。

**附 則**（平成一八年五月一日国土交通省令第六三号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

3 この省令の施行前にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手續その他の行為とみなす。

**附 則**（平成二七年四月二八日国土交通省令第三八号）

この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

**附 則**（令和三年三月一日国土交通省令第七号）

この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。

## 別記様式（第二十一条関係）

別記様式（第二十一条関係）

(表)

|                             |           |            |
|-----------------------------|-----------|------------|
| 第<br>宣職<br>氏名               | 号         | 六・五センチメートル |
| 高速道路株式会社法<br>第16条第2項の立入検査員証 |           |            |
| 国土交通大臣 印                    | 年 月 日発行   |            |
|                             | 年 月 日限り有効 |            |
| 九センチメートル                    |           |            |

(裏)

|   |  |
|---|--|
| 第十六条 国土交通大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社からその業務に関する報告をさせ、又はその職員は、会社の営業所、事務所その他の事務場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができることとする。 |  |
| 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。   |  |
| 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。   |  |
| <small>第二十一条 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をして会社の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。</small> |  |